

可驚之遊園ナリ、夕六時帰寓、夕八字杉浦弘藏、本名畠山丈之助「二  
ウデエルシイ」を來訪、

八月二日 晴 月

彼八月廿八日

終日一事之ナスナシ、夕六字の吉田彦満呂ヲ伴て戯場ニ至ルニ頗ル興  
あり、十字帰寓、

八月六日 晴 金

彼九月一日

未明永井五百介吉田已二江伝信を以て可來告グルニ、不在之報あり、依テ大原

令之助矢三郎江其所在ヲ伝信ヲ以尋シニ、漸ク相知レ明朝可來之報あり、夕

市中ニ逍遙ス、

八月三日 晴 火

彼八月廿九日

一事之記スルなし、

八月七日 晴 土

彼九月一日

今朝永井五百介來訪あり、外務省より預りし公書ヲ達シ、亦留学生徒江  
學費として受取候為替手形相渡、夕六時社中同列市中徘徊、今夜佐土  
原藩丸岡武郎・岩倉八千丸変名龍小二郎ト云、其他長藩等來訪ありて  
旅館ニ泊ス、

八月四日 晴 水

彼八月三十日

終日來客あり、數ルニ遑ラス、昼「カルゲル」氏ト共永井五百介三郎カヲ伴  
ふて「パインストリート」三十三番為替会社ニ至リ、此先我政府より御  
送越ニ可相成当地滯留之學徒等入費等一人一年千弗之賦ヲ以テ、拾二  
人分四季毎ニ相渡吳候様、書面ヲ以テ調印し頼依セリ、二字半帰寓、

八月五日 晴 木

彼八月卅一日

法之如キハ數途ニ出テ、一宗ハ他ノ法ヲ誹リ、他宗ハ我法ヲ謗リ互ニ  
我ヲ是として彼ヲ非トス、所説之僧徒も得ル所の財貨之多少ニ従テ神

徳之輕重ヲ示ス、故ニ自然、人之貧富ニ従ヒ信神之多少あり、此地之教  
ノ如キハ一度來りて教法ヲ聞ク者ハ貴賤之差違ナク一般ニ神徳ヲ説キ

愚民ヲ教諭ス、予此神の何者タルヲ不知、其聖愚ヲ弁ト雖、教化之道  
ハ此方ニ非ラスンバ愚民ヲシテ至善之方向ヲ知ラシメ、而して國体之

基禮ガ 慕楚タラシムルヲ得ン、夕四字帰寓、夜暫ク市街ヲ逍遙ス、

七月廿六日 月 晴

彼八月廿二日

今夕四時「チカゴ」江着ス、此地世界第一の大沼あり、市街も頗ル繁  
花の土地ナリ、五時再途、

七月廿九日

彼八月廿五日

七月廿九日 晴時々雲 木

拂曉四字臥床ヲ出テ旅店ヲ發シ汽車ニテ「ヲグドン」江着ス、十字再ヒ  
他ノ汽車江乘移シ此地ヲ發ス、此にて「ヲマハ」迄の寢車スリーピングカルを求む、其  
価三名にて六十六元、此車ハ過日「ヲークランド」スリーピングカルより乗リし車ニ比す  
レハ粧置最美麗にして、食室等ニ至ル迄充分具足スト云可シ、夕七字  
「ブレイヤント」駅ニ着シ停車、此地にて夕飯ヲ喫シ七字半發車、

七月廿七日 晴 火

彼八月廿三日

七月廿一日 晴 土

今朝「ラ、ミ」江停車、此地海面ヨリの高サ七千百二十三尺ありト云、

十二字「サイヤンシチイ」と云ル地江停車、此地「モスアゲート」と

云ル苔玉ヲ生ス、予指輪・袖ボタンを求ム、価洋銀二十五元、夕六字  
「シットニイ」江停車廿五分、直ニ出途、此辺巨多之牛羊を蒼野ニ蓄

ス、亦所々騎兵屯所あり、

七月廿八日 晴 水

彼八月廿四日

十一時「フレモン」駅江停車數分、二時「ヲマハ」の「ミソーレリウ

ル」飼江着ス、夕三時「チカゴ」江の汽車ニ乗シ此地ヲ發ス、

七月廿九日 晴時々雲 木

彼八月廿五日

朝八字「アレン」と云ル地にて飯ヲ喫シ、昼十二時「ビツボルク」江  
着シ、「ユニヲンヂヨンクシヨンホテル」にて飯ヲ喫シ、三時半「カ  
ナス」ト云ル地江停ル數分、此地多クノ製鐵所ありて廣大無數之鐵器  
ヲ出ス、五字半「アルトーナ」にて夕飯ヲ喫し直ニ發車、夕六字半  
「ホンニンゲトン」江着シ直ニ發車ス、

彼八月廿七日

七月廿一日 晴 土

朝七字「ニウヨーク」江着シ「ブレウヲールトホウス」と云ル旅店江  
着ス、夕四字も同社一列馬車にて「セントラルパーク」江到ル、奇樹  
森々珍石草花繁茂して中ニ横縦の路ヲ投け、或ハ方數里の沼池ありて  
小舟を泛ベ、当市の貴賤男女青芝上ニ遊び舟ニ乗り或ハ馬車幅湊無数

髭黒ク跣足にして面部ヲ赤ク塗リ、炎熱難堪トモ熊皮或ハ毛氈の類を体ニ纏ヒ、其家タル樹枝ヲ建テ草葉或ハ木皮ヲ以テ天ヲ覆ヒ土上ニ起臥ス、何ヲ以テ常食トスル歟知ラス、定テ木実・草根ヲ以テ生活スル蓋シ神農の類ナラン歟、タ六字「イルコ」と云ル駅ニ止ル二十五分、此ニ於テ終日之空腹終ニ不能堪、僅ニ茶菓ヲ取テ喫ス、此地氣候甚熨熱、然トモ山嶽之頂上四方ニ雪ヲ見ル、

七月廿四日 土 晴  
彼八月廿日

朝六字「ヲグドン」と云ル駅ニ着ス、此ヨリ下車、再他之汽車ニ乗り

「ソールトレーキシチイ」潮沼ト云ル市ノ「トウンゼントハウス」ト

云ル旅店ニ着ス、此地ハ「ユーダ」郡之一市にして長サ三十里アル潮沼アリ、所謂市名之起ル所以にして、此地海面水平ヨリ高サ四千五百六十尺、如此之山上ニ潮沼ありとハ奇沼ト云可シ、此沼ノ潮水甚辛且苦味あり、水質濃クして能ク物ヲ浮ブ、水練ニ不達之人も少ク手足ヲ動して能浮ブト云、然トモ一ノ生活物ヲ不生、只巨数之食塩ヲ出ス而已、此ニ奇異トス可キ土風あり、一男數婦ヲ娶リ妻トス、富ル者ハ二十婦或ハ三十婦ヲ娶ル、此郡之鎮台「ボルグハム・ヨング」氏ハ十八婦ヲ娶リ八十人之児女子あり、亦男ハ十八歳にして娶リ、女ハ十五歳にして嫁スルを郡撻トス、蓋歐羅巴より來りて土地を開キし時人員少キか故ニ一男數婦を娶りて郡中之民口ヲ増サンか為ニ此法を設ケシものナラム歟、今在ル所の土人は市中を徘徊スル者至テ稀ナリ、如斯之醜風あ

七月廿五日 日 晴  
彼八月廿一日

朝六字臥床を離れ同社一列馬車ニテ温泉ニ至ル、路程凡一里半余、美ナル一家ありて數個ノ房舎毎ニ一つの大ナル筒あり、此浴ス泉湯琉黃氣ヲ含有スルものにして臭氣鼻ヲ鑿ツ、然レトモ痔痛ニ功能有リて諸邦之人來りて浴スト云、一浴洋良半元、九字帰寓、二字「テーブルネクル」ト云ル寺院ニ至ル、粧置広大美麗ヲ尽セリ、長サ二百五十尺、巾百五十尺、高サ七十五尺ありて、殿中一本之柱ナシ、只周間ニ焼瓦ヲ以テ數本ノ柱ある而已、一面椅子ヲ双ベ一万二千人の席ニ充ツト云、今日大陽日ト号して諸人業ヲ憩フノ日ナレバ数千人之老若男女集リ来リ、僧徒ノ説法ヲ聞キ委低頭して神教之尊ヲ信シ、甚シキニ至テは密ニ涕泣して過去之非道ヲ神ニ謝ス、如此して始テ人民教化之至れり云可シ、此導誘スル所之方、一途にして惑迷之路少キ所以也、我国之教

至りて各種生活物解体之諸機関及ヒ其他人間出生之根元、瘡毒之発端  
今已ニ全身ニ充滿スルニ至ル迄委ク蟬ヲ以制シ、其工業の巧ナル肉色  
ニ至ル迄実ニ目ヲ驚ス、亦人不具ナル有ル時ハ死して治其頭、或手足ヲ  
裁チ玻黎之大ナル瓶ニ酒精ヲ盛リ、此レニ混して幾年ヲ経ルトモ其色  
不变、亦奇病ヲ得テ死セル者アル時ハ解体して其病根ヲ探リ、前之如  
ク玻黎瓶中ニ盛リテ世上之医生等ニ示ス、予此ニ於テ瘡毒之甚恐ル可  
キヲ知レリ、慎マサル可ラス、此利益ヲ得ル而已ニ非ラス、傍ラ以テ  
人之開化ヲ進め人生堅剛ナラシムルの方を知ラシメ、亦医法之眼目ヲ  
開キ、実ニ國家之為ニ有益之所ト云可シ、

七月廿日 火 晴

彼八月十六日

今朝十時「カルホルニヤバンク」江至リ、明后日發途之積ニ付、汽車  
手形買入方之儀「フランクリン」氏江依頼シ、十二時帰萬、夜市街暫  
ク逍遙ス、

七月廿一日 水 晴

彼八月十七日

朝十字「カルホルニヤバンク」江至リ「カルゲル」氏・「フランクリン」  
氏江会シ、同伴汽車手形所江至リ「ヲマハ」迄之手形買入十二字帰寓、  
明日發途之積リニ付、日本江之公書并ニ親友等江之音書等相認め、夫  
々荷造り旅店払等不残相済、深更就睡、

七月廿二日 木 晴

彼八月十八日

七月廿三日 金 晴

彼八月十九日

朝六時半臥床ヲ離レ四方之景況ヲ見ルニ、茫々タル千里之広野天ニ連  
ナリ、樹木幽谷ニ繁茂シ、亦冬時鉄道汽車之通路を雪にて妨クル在リ、  
其為數里間山嶽之頂上ニ布ケル轍路は厚板を以テ路ヲ覆ヒ奇觀ト云可  
シ、七字「ホンボルト」の駅ニ止ル二十五分、其間ニ乍立朝飯ヲ喫し  
再發車、「カルホルニヤ」有名之金鉱山之際ヲ徑過ス、高山之頂上よ  
り山況之腰間四方、見視之不達ニ至ル迄堀リ穿チタリ、此辺之鉱石ハ  
所ヲ不見、十二時「ハツテレイモーンテイン」ト云ル駅ニ着シ此ニ留  
ル二十五分時、車中之旅客皆下リテ午飯ス、予空腹ナリト雖モ食物不  
潔にして不能喰、停車中近傍之土人車之兩側ニ集りて乗組之旅客ニ食  
餘之肉類其他之捨物ヲ乞ヒ悦ンテ食ス、其人タル虜色我国人ニ似テ鬢

リテ繁茂ス、此家ハ「ガルホルニヤバンク」の主人「ヂ・ラルストー  
ン」氏之別荘にして造営五階數級之階段或ハ房舎内之粧置ニ至ル迄テ  
工業技芝之極ト云可シ、

室内各国ノ珍物奇品巨数ヲ双ヘ、四方玻黎鏡ヲ以テ壁ニ換ヘ、中央ニ  
縣ケタル氣燈ハ數ヶ連繩トシテ葡萄ニ似タリ、暮時邸内暫ク逍遙ス、  
廄ニ至ルニ數ヶ之肥馬ヲ綁蓄シ傍ニ結構ナル馬車數軸、園底ノ珍樹・  
鳥獸ニ至ル迄其価幾千万円ヲ以テ數フ可シ、此地ハ桑法斯西哥港々我  
里数にして凡二十五里、辺鄙ナリト雖、港内之富者各別荘ヲ設ケ游園  
ヲ置ク之地ト見ヘ、所々ニ森々タル樹木中々高樓・大屋突出セリ、游  
戯之場ニ如此數万金ヲ費ス、單ニ云時ハ驕奢之甚キト云可ケレトモ、  
人能ク勉テ能ク游ヒ、能ク得テ能ク費ス、何ヲ以テ游蕩トシ、何ヲ以  
テ驕奢ニ害アラン、此即人生適當之事務ト云可シ、勉ルナケレバ得ル  
コト難シ、得ルコト難クして僅ノ費ヲ省ク、真の經濟ト云可き歟、今  
國家ヲ利センカ為ニ論之学之之儔ハ、能ク注目して勉励驕奢之道ヲ開  
カスンバある可カラス、亦此家ニ伝信機線一条ヲ「サンフランシスコ」  
ハ引ケリ、田舎之園圃一ヶ月ニ一回或ハ二回来リテ泊スルの家ナリト  
イヘドモ、便益之器ニ於テハ敢テ其価ヲ不惜、游戯之際ト雖モ瞬時モ  
其事務ヲ不忘却事有レハ、此ヲ以彼ニ告ケ、彼ヲ以テ此ニ答フ、

今横浜ハ一条之伝信器線東京ニ通ルヲ時勢ニ不適或ハ無益之玩物ニ莫  
大之価ヲ費スナト云人アリ、勿論其理ヲ知ラス、其國ノ為ニ利益アル  
ヲ知ラサル人の論トハ雖可愧之甚キニアラスヤ、此糠味噌ヲ食ヒ薩摩

芋を喫スル儔之為ニ径済之徑済タル所以ヲ知ラシメンか為ニ此ニ誌ス、  
〔絆カ〕  
七月十八日　日　晴  
彼八月十四日

朝八字同社一列并ニ「ヂ・ラルストーン」氏ト共ニ別荘ヲ發シ、行ク  
コト四里余にして一個ノ邸内ニ入り此家も一富人之別荘ナラン、數樹  
森茂、獸鳥・奇花・珍草園圃を繞りて家屋・廄等ニ至ルまで造営之美  
ナル「ラルストーン」の別荘ニ少ク劣れりト雖モ、広太ナルコトニ至  
テは、園林中ニ入り其出ル所を如不知、暫時縱横逍遙シ、門ヲ出テ亦  
行クコト三里余、汽車仕立所ニ至リ八字半乗車、九字七十五分桑法蘭  
斯西哥之汽車留場江着シ、迎之馬車ニ乗シ直ニ帰寓ス、旅行之便利驚  
クニ堪ヘタリ、朝ニ此ニ在リテ夕ニ數百里外ニ在リ、路傍之雷氣標ハ  
瞬間幾万里外ニ応答スル、五大全州之形勢眼前ニ見ルカ如シ、万物之  
造化計ル可カラスト雖モ、人之才智モ亦不可知、勉ザル可カラス、ニ  
字同社一列馬車ニテ「シティガルトン」ト云ル禽獸園ニ至リ、一男児  
年四歳其体肥滿百五十斤量スト云、亦「ウートワルツガルド」ニ至リ  
縱横徘徊シ、一女子年三年曲ニ賦シテ能ク踏舞ス、看官手ヲ打テ譽之  
声ヲ挙ク、奇觀ト云可シ、五字帰寓、

七月十九日　月　晴  
彼八月十五日

今朝「カルケル」氏來訪、来ル木曜日「ソールトレーキシティ」と云  
ル地江向発途ス可シト、故ニ汽車手形買求之事件等相議シ、夜博覽所江

正午北緯三十七度〇六分西經百四十一度三十八分、距横浜三千八百七  
 十一里ニ在リ、今拂曉横浜江到ル同社之郵船号「ゲレート・ポブリック」  
 江逢ヒ、大隈・伊藤・吉井江之公書并ニ親友等江之書状ヲ托ス、渺茫タ  
 ル大洋中ニ其航路ヲ不誤航海術之妙手ヲ得ルト云可シ、

同十二日 火 晴 針位東  
彼同九日

正午北緯三十七度二十二分西經百三十六度四十五分、距横浜四千百五  
 里ニ在リ、近日漸々冷氣ヲ増ス、

同十四日 水 曇 針位東  
彼同十日

正午北緯三十七度三十分西經百三十八度五十分、距横浜四千三百三十

五里ニ在リ、今日船少ク動搖ス、  
彼同十一日

同十五日 木 晴 針位東  
彼同十二日

正午北緯三十七度三十九分西經百三十六度三十五分、距横浜四千五百  
 八十七里ニ在リ、

同十六日 金 晴 針位東  
彼同十三日

拂曉桑法蘭西哥港口礁上ノ燈明台ヲ見ル、此ヨリ港内迄二十里アリト

云、正午前始テ一抹青黛ノ山嶽ヲ見、積日之愁惄ヲ投却ス、夫ヨリ「フ  
 ラートボイント」并ニ「アルカストル」砲台下ヲ過、一時波戸場江着

ス、直ニ馬車ニテ「ニウモントゴモリーステレート」の「ガラントホ

テル」ト云ル旅店江泊ス、此旅店ハ近來開店セしものにして、家屋造

築之美麗結構は勿論、数百之房舎各机卓・洗盤・玻黎鏡其外之什器委

ク具足シ、一日ニ此家ニ来リ食スル者凡一千人ト云、二時「カリホル

ニヤバンク」と云ル為替屋江至リ、横浜ヲ持參之手形并米国留学生江

學費之手形等ヲ送リ届ケ方之手続ヲナシ、五字帰寓、夜佐藤桃太郎來

訪、同伴して「コンソルト」ニ至ル、此場は當港内貴族ト号ル者、各

一婦ヲ携ヘ來往或ハ共ニ踊舞して、中央ニ樂官數百人奏樂有りて來集

スル者、殆ト凡萬人余ト云広大之劇場也、木戸錢洋銀四半元、十一字

帰寓、

七月十七日 土 晴  
彼八月十三日

今朝同行之「カルゲル」氏田舎行之誘引有リ、十時同社同列「カルホ  
 ルニヤバンク」江至リ「カルゲル」氏ニ会シ同伴衣店ニ至リ洋服各一

揃ヲ求め旅店江帰リ、二字再ヒ同社一列「サンジヨース」ノ汽車仕出  
 シ場江至リ、「カルゲル」氏モ同時來リ直ニ乗車、二時三十分同所ヲ發

シ、路傍蒼茫タル平原幾百里、殆シト大洋中ニ在リテ海面ヲ睡望スル  
 二異ならず、距離五六里毎ニ駅在リ、汽車此ニ留ル五分時、車ニ乘ヲカセ

ント欲スル旅客ハ速ニ乗り、亦下ル者ハ速ニ下リ暫時モ猶予スルナシ、  
 三字半「ベルマルト」と云ル地江着ス、迎ノ馬車ありて直ニ乗車、行  
 クコト凡五六丁にして大門あり、堺内樹木森々、珍石・奇草家屋ヲ撓ツカ

十八里ニ在リ、

同三日  
彼同三十日  
土曇針位東

正午北緯三十六度二十六分東経百七十三度二十四分、距横浜一千六百

九十四里ニ在リ

同四日  
晴  
針位東

正午北緯三十六度三十二分東經百七十七度五十分、距横浜千九百〇八

同四日  
日晴  
針位東

同上

今田東經度六西經度二移ル、故二重復して日ヲ數ユ、正午北緯三十六度

同五日  
月雨  
針位東

正午北緯三十六度三十分西經百七十一度二十分  
距橫濱一千三百二十

六  
火  
雲  
針立東

同二日  
少  
曇  
金位東

正午北緯三十六度二十九分西経百六十八度四十分、距横浜二千五百四里、時ニ無数之大魚波間ニ群躍して白波ヲ揚ク、航中之一觀ナリ、

同十二日  
彼同八日  
月曇  
針位東

同七日  
彼同二日  
水晴針位東

正午北緯三十六度三十一分西經百六十四度〇五分、距横浜二千七百八

十一  
里

同八日  
彼同四日  
木曇  
針位東

正午北緯三十六度二十九分西經百五十九度四十八分、距横浜一千九百

九十六里ニ在リ 今日始テ冷氣云覚ヘ始テ裕テ被ル

彼同五日

正午北緯三十六度二十九分西經百五十五度十四分、距横浜三千二百十  
六里、

同日二時金位昇

正午北緯三十六度三十四分西經百五十度三十四分、距横浜三千四百四

家鄉一念盡千言

彼同七日

正午北緯三十六度五十分西經百四十六度○五分  
距橫浜三千六百五十

今朝伊藤江至リ、亦寺嶋ヲ訪ヒ十字帰ル、数客あり、姓名ヲ記スニ違アラス、

六月廿三日 晴

朝六字馬車ニテ伊藤忠雄・竹田庸次郎等と東京ヲ発車、朝九字横浜着シ、入舟町高嶋屋嘉右衛門所江止宿、夕五字英公使館江至リ、公使「ハルリバーグス」ヲ見、其國政府江之添書ヲ得、九字帰ル、大隈・伊藤・吉井幸輔等來訪、十時各位退出、夫ヨリ伊藤忠雄・竹田庸次郎并ニ橋本小一郎等ト佐の茂ニ至リ送別アリ、十二字帰寓就睡、

六月廿四日 金 晴 横浜開帆  
洋曆一千八百七十年七月廿一日

正午北緯三十五度二十六分東經百五十一度廿分ニ在リ、航程六百十六里、  
百〇八里、船中旅客之中ニ一僧官ありて午前船客之男女潔衣ヲ被神拝、謡歌あり、夜亦樂ヲ奏シ謡歌シテ神拝、數刻肅然タリ、

同廿七日 月 晴 針位東  
彼廿五日

正午北緯三十五度三十五分東經百五十五度四十六分ニ在リ、横浜ヲ距ル八百三十五里、

同廿八日 火 晴 針位東  
彼廿六日

同廿九日 水 曇 針位東  
彼廿七日

朝十字「ヲリーンタルハンク」江至リ、大隈・伊藤・吉井等ヲ見ル、十一字半「カルゲル」氏同列、郵船号チャッパン江乗船、十二字ニ浜港解纏、

同航之中ニ高智藩五名あり、深尾具作・松井正水・馬場辰猪・真部戒作・国沢新九郎等也、「ラウダ」氏の世話ニテ英國江留学トシテ行クト云、

六月廿五日 土 晴雨相夾 針位東  
彼七月廿三日

七月朔日 木 晴 針位東  
彼七月廿八日

正午十二字北緯三十五度東經百四十二度五十分ニ在リ、横浜より之航程百九十八里、

六月廿六日 日 曇 針位東  
彼七月廿四日

正午北緯三十六度〇二分東經百六十四度三十六分、横浜ヲ距ル一千二百六十六里ニ在リ、

七月二日 金 晴 針位東  
彼七月廿九日

正午北緯三十五度二十分東經百四十七度四分ニ在リ、横浜より航程四

正午北緯三十六度十五分東經百六十八度五十七分、距横浜一千四百七

右 宣下候事、

庚午六月 大政官

上野大藏大丞

叙從五位

右 宣下候事、

庚午六月 大政官

上野大藏大丞

為特例弁務使英國江被差遣候事、  
(遣)

庚午六月 大政官

特例弁務使  
上野大藏大丞

今般英國「ヲリーンタル」為替会社江全權ヲ与、同國「ホラシヨ・ネルソン・ゾー」氏と取結シ借財之條約不当之所為糺正セシムルニ付、

若彼國ニ於テ同会社難決事件有之候ハ、便宜專斷之特權御委任被仰付候事、

明治三年庚午六月 御印

特例弁務使

上野大藏大丞  
今般英國ニ於テ新幣紙(紙幣)〔製力〕紙制造監督被仰付候事、名工相選ミ精良緻密、贊模之患不生様、方法便宜所置御委任候事、

明治三年庚午六月 御印

二字退出、大藏省ニ至り伊藤少輔等其他之官員ト共ニ使節心得方等之事ヲ議ス、夫ヨリ八木岡江至リ五字帰寓、

六月十九日 晴

朝十字大藏江出頭、レイ氏と借財之事件ニ付、約条或ハ其他必要之書類等取調、二字退出ス、

六月廿日 晴

夕大隈・伊藤等ニ会して諸事ヲ議ス、夜七時塩田・竹田等と中鉄ト云ル料理店ニ至ル、夜半帰ル、

六月廿一日 晴

今朝八字礼服着用參朝スベキ旨弁官より報達アリテ出仕セしニ、今上帝江龍顔拜被仰付、勅語左之如シ、

此度英國江使節として遣ス、遠路大ニ御苦勞、

奉拝候て十字退出、夕二字伊藤大藏少輔江至リ、此節英國江附屬として奉命セし前島租稅権正と会シ、使節之事務等ヲ議シ、六字寺島外務大輔ヲ訪ヒ、九字帰寓、

六月廿二日 晴

より一条之伝信器線東京ニ通ルヲ時勢ニ不適、或は無益之玩物ニ莫大

之価を費スナド云人アリ、勿論其理ヲ知ラズ、其國ノ為ニ利アルヲ知

ラザル人の論トハ雖、可愧之甚キニアラズヤ」と嘆き且つ批判してお  
ることから、景範等の開明的な人々と一般国民との間には西洋文明の  
導入に対する考え方には大きなギャップがあつたことがうかがえる。

一七月廿四日（彼八月廿日）の記事では、ソールトレーキシティの社会  
習俗としての一夫多妻制を取り上げ、「如斯之醜風あるを以テ、他邦  
之人ハ勿論、同國中他郷之人ハ其風を卑トシ輕蔑スル（中略）」とア  
メリカの現情を述べた上で、我が国の姿も同様なものであるので是非  
とも速やかに廢止しなければならないと述べているところなど注目に  
価する。

一七月廿五日（彼八月廿一日）の記事では、日曜日の教会の様子を「今  
日大陽日ト号して諸人等ヲ憩フノ日ナレバ數千人之老若男女集リ来リ  
僧徒ノ説法ヲ聞キ悉ク低頭して神教之尊ヲ信シ、甚シキニ至テは密ニ  
涕泣して過去之非道ヲ神ニ謝ス、如此して始テ人民教化之至れりト云  
可シ」と述べたあと、我が国の人民教化の不十分さと、その弊害とな  
つてゐる原因や現状を考察している。さらに、「此地之教ノ如キハ一

六月十八日 晴

今朝弁官ヨリ礼服着用にて第十時

参朝ス可キ之命ありて出仕セシニ、左之通命セラル、

を示唆しつつも、景範は、この当時我が国においてキリスト教の信仰  
は容認されていなかつたことを知つていたからであろうか、「予此神

の何者タルヲ不知」と記している。

### 例 言

一この日記の原本は、景範の令孫東京大学名誉教授上野景福氏から国立  
国会図書館に寄託されており、今回の解説は、鹿児島県歴史資料セン  
ター黎明館蔵の影印本により行つた。

一日記の体裁を考え、日付の位置などは、ある程度統一した。

一日記中、適宜読点「、」及び並列点「・」を付した。

一片仮名書の人名や地名などは「—」で囲んだ。

一私注は「—」を用い、字句について推定の場合は「……カ」の如く記  
した。

一異体・略体・旧字体文字は普通の文字に改めたところがある。

但し、特殊文字の「フ」（より）は、そのまま残した。

一変体仮名は普通の平仮名に改めたが、江はそのまま残した。

# 上野景範渡米日記

## はじめに

吉元正幸

筆者は、これまで上野景範布哇国渡海日記（本誌第11号）及び出崎中日記（本誌第12号）の二つの上野景範日記を解説し紹介して来たが、今回も引き続き景範の日記を紹介する。

この日記は、明治三年六月十八日から同年八月七日までのもので、形態的には卷物仕立てになつており、景範自身による標題はついていないので、筆者は、この日記の主たる部分が渡米に係る内容になつているところから「上野景範渡米日記」と呼ぶことにする。

最後にこの日記を解説して筆者なりに興味を覚えた箇所や上野景範なる人物を考える上で参考となる箇所を列記して結びとする。

一七月十七日（彼八月十三日）の記事は、カルホルニヤバンクの主人チャーチ・ラルストン氏の別荘へ行き、その施設の豪華さと米国人の生活の

驕奢な面に接した時の驚きが絶妙のタッチで描かれており興味深い。

入する費用を、英國人のレイ氏の周旋で英國人から借用する契約を結んだが、この条項中に不条理な箇所があることをヨリエンタル銀行の頭取ロベルトソン氏から指摘を受けたため、政府は、この契約を解約する目的と、あわせて英國での新紙幣製造の監督のために景範を英國へ派遣す

ることとしたのである。